

審査結果概要書

平成 23 年 11 月 11 日

審査機関名 シー・アイ・ジャパン株式会社

1. 排出削減事業の概要

| | |
|-----------------|--|
| 排出削減事業名 | A 重油ボイラから木質バイオマスボイラへの更新プロジェクト |
| 排出削減事業者名 | 外山木材株式会社 |
| 排出削減共同実施事業者名 | 株式会社 FT カーボン |
| その他関連事業者名 | 株式会社宮崎銀行 |
| 事業実施場所 | 外山木材株式会社（志和池工場） （宮崎県都城市上水流町 1878-8） |
| 事業の概要 | 本事業は、A 重油ボイラ 6 基を木質バイオマスボイラ 1 基へ更新する。木質バイオマスを使用することによって、CO2 排出量を削減するものである。 |
| 排出削減量の計画 | 2011 年度：1,123 tCO2/年 2012 年度：1,925 tCO2/年 （事業実施期間合計 3,048 tCO2） |
| 国内クレジット 認証期間 | 事業開始日 2011 年 9 月 1 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日 |
| 排出削減方法論 | 方法論番号 001 ボイラーの更新 |

2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

3 . 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

| 要件 | 審査手続き |
|--------------------------|--|
| 日本国内で実施されること | <p>事業計画が日本国内で実施されていることを、2011年10月18日に事業サイトを訪問して確認した。</p> <p>排出削減事業実施場所：外山木材株式会社（志和池工場） （宮崎県都城市上水流町1878-8）</p> |
| 追加性を有すること | <p>1) 法的義務がないこと 本事業は、法的義務等の順守のために計画されたものではなく、CO2排出量の削減を目的として実施されたことを、削減事業実施者への質問等により確認した。</p> <p>2) 整備が継続利用可能であること 本事業を実施せず、設備更新を行わない場合、既存設備（A重油ボイラ）を継続して利用することが可能であったことを質問、関連資料の閲覧、及び事業サイト訪問時での既存設備の導入実施時期の確認により確認している。</p> <p>3) 投資回収年数 排出削減事業の投資回収年数については、入手した根拠資料、質問および検算により全体で10.1年であることを確認している。投資回収年数計算の根拠データについては、関連証憑と突合することにより正確性を確認している。また、投資回収年数については設備投資額から補助金を差し引いた純投資額をもとに算出していることを確認している。</p> <p>4) 追加性判断における定性要因 当該組織の事業は、予てから林地残材や場内の加工端材などの有効利用を考えており、乾燥工程に使用している蒸気製造に伴う石油燃料を削減し、CO2削減を推進したいという想いと、国内クレジット制度の京都議定書目標達成という意義がマッチし、申請に至ったことを確認した。 以上の通り、本事業は国内クレジット制度への参加を意図して実施されたものであり、追加性があると判断できる。</p> |
| 自主行動計画に参加していない者により行われること | <p>自主行動計画への参加の有無について、訪問時の事業者への質問、その他関係者への質問により自主行動計画に参加している事業者でない事を確認した。</p> |

| | |
|----------------------------|---|
| <p>排出削減方法論に基づいて実施されること</p> | <p>1) 本排出削減事業は、承認排出削減方法論 001 に基づき排出削減量を計算しており、該当する適用条件を満たしていることを確認した。</p> <p>適用条件 1 については、本事業ではバイオマスへの燃料転換を行うため、ボイラ効率の改善を問う条件 1 を満たす必要はないことを確認している。</p> <p>適用条件 2 については、本事業によりボイラの更新を行わなかった場合、既存設備を継続利用する方針であったことを、関連資料及び関係者への質問により確認している。</p> <p>適用条件 3 については、ボイラで生産した蒸気は自家消費するため、他への供給はないことを確認している。</p> <p>2) その他、バウンダリーの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連証憑により確認している。</p> <p>3) ベースライン排出量の算定に係る既存設備の最大利用期間についていずれの設備も法定耐用年数の 2 倍を超えていないことを確認している。</p> <p>4) 本事業に使用するバイオマス燃料の輸送等に係るリーケージ排出量については、本削減事業の排出削減量の 5% 未満であることを、排出削減事業者への質問及び燃料供給事業者の情報等から確認している。</p> |
|----------------------------|---|

4 . 特記事項

- ・燃料となる使用材は、未利用材であり、宮崎県の林地残材、及び宮崎県、熊本県、鹿児島県から仕入れる木材を場内で加工する際に生じる、パーク、加工端材であることを、担当者への質問により確認している。